

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

〔 令和6年7月31日
奈良県市町村総合事務組合管理者 〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条6項の規定による取組の実施状況を、次のとおり公表します。

1. 全職員に占める女性職員の割合において、40%を下回らないよう努める。

(1) 数値目標の進捗状況

令和7年度末までに、全職員に占める女性職員の割合を目標である40%以上にしよう努める。

基準日	女性職員割合
令和5年4月1日	37.5%
令和6年4月1日	37.5%

(2) 数値目標を達成するために取り組むべき事項

女性職員の、仕事と家庭の両立困難を理由とする離職を防ぐため、職場全体で支援する体制をつくる。

- ① 現行の各種両立支援制度のより一層の活用促進に向け、事務局内ネットワークにて制度の周知に努めるとともに、管理監督者から対象者への声かけを必ず行う、事務局長から全職員向けのメッセージを発信する等、対象者が遠慮なく制度を利用できる職場風土の醸成に取り組む。
- ② 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、育児や介護を担う職員に過度の負担がかかっているかをチェックする。
- ③ 女性職員が、安心して産前産後休暇及び育児休業を取得できるよう、代替職員の確保に努める。

2. 性別を問わず、職員の年次休暇の平均取得率を 50%（10 日）以上になるよう努める。

(1) 数値目標の進捗状況

令和 6 年 4 月 1 日現在、職員の年次休暇の平均取得率が目標である 50%以上を達成。

対象期間	年次有給取得率
令和 4 年 1 月 1 日 ～令和 4 年 12 月 31 日	54.7%
令和 5 年 1 月 1 日 ～令和 5 年 12 月 31 日	57.3%

(2) 取組状況

職員の年次休暇の取得を引き続き推進するため、これまでどおり、取得目標を定め、各職員への徹底を図る職場全体で休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。